

建物方位でみる 西三河の古代集落

● 永井邦仁

西三河地域の矢作川流域の段丘上では、竪穴建物主体の集落が、7世紀代に入ってから一気に拡大する傾向にある。小論では、集落を構成する建物の主軸方向を鍵に、建物群の分析を試みる。そして7世紀後半を中心とする時期に、それ以前とは異なる建物の方位規制が一部の集落に持ち込まれたと想定する。

はじめに

西三河地域として区分される矢作川流域は、北部上流域の山間地を除くと、おおむね矢作川両脇に広がる、一般に碧海台地と呼ばれる中・低位段丘と、それらが浸食されて形成された一段低い沖積地から成り立っている。その台地の端部、沖積低地を臨む場所には、7世紀から10世紀にかけての古代集落が立地している。

遺構・遺物にみる古代集落は、竪穴建物^{*1}・掘立柱建物で構成され、傾向として、居住施設の中心が前者から後者へと移行するという大きな流れは把握されている。また、集落の多くが、7世紀前葉から中葉に始まる、あるいは建物数が飛躍的に増大することも認識されている。

しかし、これまで多数の古代集落が確認されているにも関わらず、その中から官衙を想定するには至っていない。それは官衙比定の鍵となる、例えばコの字形建物配置や、関連する墨書土器の検出が得られなかったことによると思われる。従って、そのような決め手を欠いた集落遺跡の中から官衙を想定するには、状況証拠から固めていくしかなさそうである。

そこで本論では、集落を構成する建物の方位を素材に、集落遺跡の検討をおこなう。検討の方法は、まず各集落において建物方位が国土座標の真北から東西にどれだけ振れているか、集計（一部は図上計測）し、その分布から、集落内で

建物を建てていく上で基準となった方位が存在するか検討する。次に、その方位は時期別にみたときにどのような変化を示すか検討する。結果として、官衙的な、建物方位規制の強い集落を見いだすことを目的とする。

1 検討対象とした集落遺跡

検討対象とした集落遺跡は、以下の8遺跡である。いずれも矢作川右岸に位置する。

梅坪遺跡（豊田市梅坪町） 賀茂郡に属し、矢作川と籠川の合流点に臨む低位段丘上に位置する。古代の建物は東山50号窯期から黒笹90号窯期までである。概ね竪穴建物が主体であるが、倉庫と想定される総柱の掘立柱建物が複数確認されていることや、内陸にありながら製塩土器が比較的多く出土するという特色がある。

神明遺跡（豊田市鴛鴦町） 碧海郡北部の中位段丘上に位置する。集落としての始まりは弥生時代中期に遡る。6世紀代は少ないながらも建物がみられ、7世紀代になって増加する。付近に北野廃寺へ瓦を供給したとみられる神明瓦窯がある。

小針遺跡（岡崎市小針町） 碧海郡中部の中位段丘上に位置する。初期寺院である北野廃寺の南西約1.5kmの地点である。6世紀代の遺構が比較的多くみられ、古代の建物は東山44号窯の時期から増加傾向にあり、大壁建物を思わせる多数の柱掘形を有する掘立柱建物の存在が特色で

※1 竪穴建物という用語については関 和彦の提唱（関1994）に基づく。



図1 検討対象とした集落遺跡の位置図
(1 : 200,000)

ある。

御用地遺跡 (安城市) 小針遺跡とは谷地形を挟んだ南西側に位置する。弥生・古墳時代遺構はなく、古代の建物は東山50号窯期から存在し、ほとんどが竪穴建物で占められる。

加美遺跡 (安城市小川町) 碧海郡南部の中位段丘上に位置する。寺領廃寺の北方0.6kmに近い。古墳時代に属する建物が1棟確認されているが、古代の建物については時期特定が困難なものが多い。ほとんどが竪穴建物で占められる。

志貴野遺跡 (西尾市志貴野町) 幡豆郡北部の中位段丘上に位置する。古代の建物は東山50号窯期から存在するが、8世紀代になってから増加傾向にある。ほとんどが竪穴建物で占められる。

古新田遺跡 (西尾市志貴野町) 幡豆郡北部の中位段丘上に位置する。志貴野廃寺という古瓦出土地に北接する。古代の建物は東山44号窯の時期より存在するが、8世紀以降集落が存続した形跡がないのが特色である。また、確認された古代の建物は全て竪穴建物である。

八ツ面山北部遺跡 (西尾市) 幡豆郡北部、八ツ面山(標高約67m)北麓の中位段丘上に位置する。古新田遺跡・志貴野遺跡のある台地との間には谷地形が入り込み、連続した台地になっていない。古代の建物は東山50号窯の時期から存在し、ほとんどが竪穴建物で占められる。9世紀以降、建物数は減少傾向にあり、その中で掘立柱建物の割合が高くなる。

2 各集落の時期区分

西三河地域を含む愛知県内の古代集落遺跡の報告では、その時期区分として、猿投古窯跡群出土須恵器による編年(須恵器編年)を用いるのが通例である。またはそれに基づいて暦年代で報告することが行われている。さらに、小針遺跡のように須恵器編年を基礎にしながら、独自の時期区分を設定しているところもある。いずれにせよ、須恵器編年への変換が可能である。従って本論では、基本的に各遺跡の報告で採用される時期区分に従っている。

ところで、須恵器編年と暦年代の対応は、近年新たな見解の提示が相次いでおり、予断を許さ

ない状況にある。しかし本論では、各集落遺跡の相対的な関係を重視しているので、特に問題としない。ここでは、斉藤孝正による暦年代観（斉藤 1995）に従っている。

ところで、根本的な問題がある。それは出土遺物による遺構の年代の決定である。竪穴建物出土遺物と掘立柱建物の柱掘形出土遺物は遺構年代の上限を示すという以外に、同列に扱うことはできない。あるいは、ひとつの竪穴建物出土遺物でも、その出土地点によって意味合いは異なってくる。遺物の全く出土しない遺構も当然ながらある。それらの現象に対する見解はさまざまであるが、本論では、出土遺物の年代＝遺構年代という方針をとる。従って各報告の中で、遺構出土の遺物について記された須恵器編年を、遺構の年代と捉えている。

以上の視点にたってみた集落遺跡の変遷は下図（図2）のようになる。2種類の傾向があり、6世紀代以前から継続する集落と、7世紀代に入って東山50号窯の時期に開始をみるものに分かれる。しかし詳細にふれれば、神明遺跡のように弥生時代中期から古墳時代中期まで集落が続きながら、6世紀代が不明瞭という集落や、古新田遺跡のように6世紀後半とみられる竪穴建物が1棟という集落がある。また、八ツ面山北部遺跡のように多数が建物が確認され、拠点集落ととえられる集落が、6世紀代に遡る可能性が

低いなど、各集落の盛衰は単純な図式でとらえられるわけではない。

3 古代の建物方位の検討

各集落遺跡で古代の建物として報告されている竪穴建物・掘立柱建物の方位を集計する。なお、梅坪遺跡以外の集落遺跡では、その報告で数値による建物方位の提示があるため、それを用いている。大方の報告では、竪穴建物のかまどの中軸を通る線、あるいは掘立柱建物の長軸の方位を主軸方向として記載しているが、ここでは、真北からの振幅の度合いに注目しているため、数値の読み替えをおこなっている。例えば主軸方位が真北の建物と真東（ $N - 90^{\circ} - E$ ）の建物はここでは同一方位となる。従って、振幅数値は東西それぞれ 45° までとなり、方位は全て北東～真北～北西に変換される。しかし、北東（東 45° ）と北西（西 45° ）は同一方位とみなされるため、提示した図（図3）では、 0° と 45° の2極を中心とした分布図とし、角度は4倍で表現している。

梅坪遺跡 遺跡は豊田市教育委員会が1985年から約10年間発掘調査を行い、調査年次ごとに報告書が刊行されている。本論では第1～3・5～10次調査の成果（杉浦 1995・96・97・98・99）に基づく。報告では建物方位について数値が示

	6世紀	7世紀				8世紀				9世紀		10世紀	
		東山 44	東山 50	岩崎 17	岩崎 41	高蔵寺 2	岩崎 25	鳴海 32	折戸 10	井ヶ谷 78	黒笹 90	折戸 53	
梅坪遺跡	■	■	■	■	■	□	□	■	■	■	■	□	□
神明遺跡			■	■	□	■	□	■	■				
小針遺跡	■	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	
御用地遺跡			■	■	□	■	□	■	■				
加美遺跡		□	□			□	□	□	□	□	□		
古新田遺跡	□	■	■	■									
志貴野遺跡			■	□	□	■	□	■	■	■	■	■	
八ツ面山北部 遺跡			■	■	■	■	□	■	■	□	□	□	

図2 集落の消長と暦年代の対応

※白ヌキは窯編年での記述はないが、当該時期の遺構は存在するもの

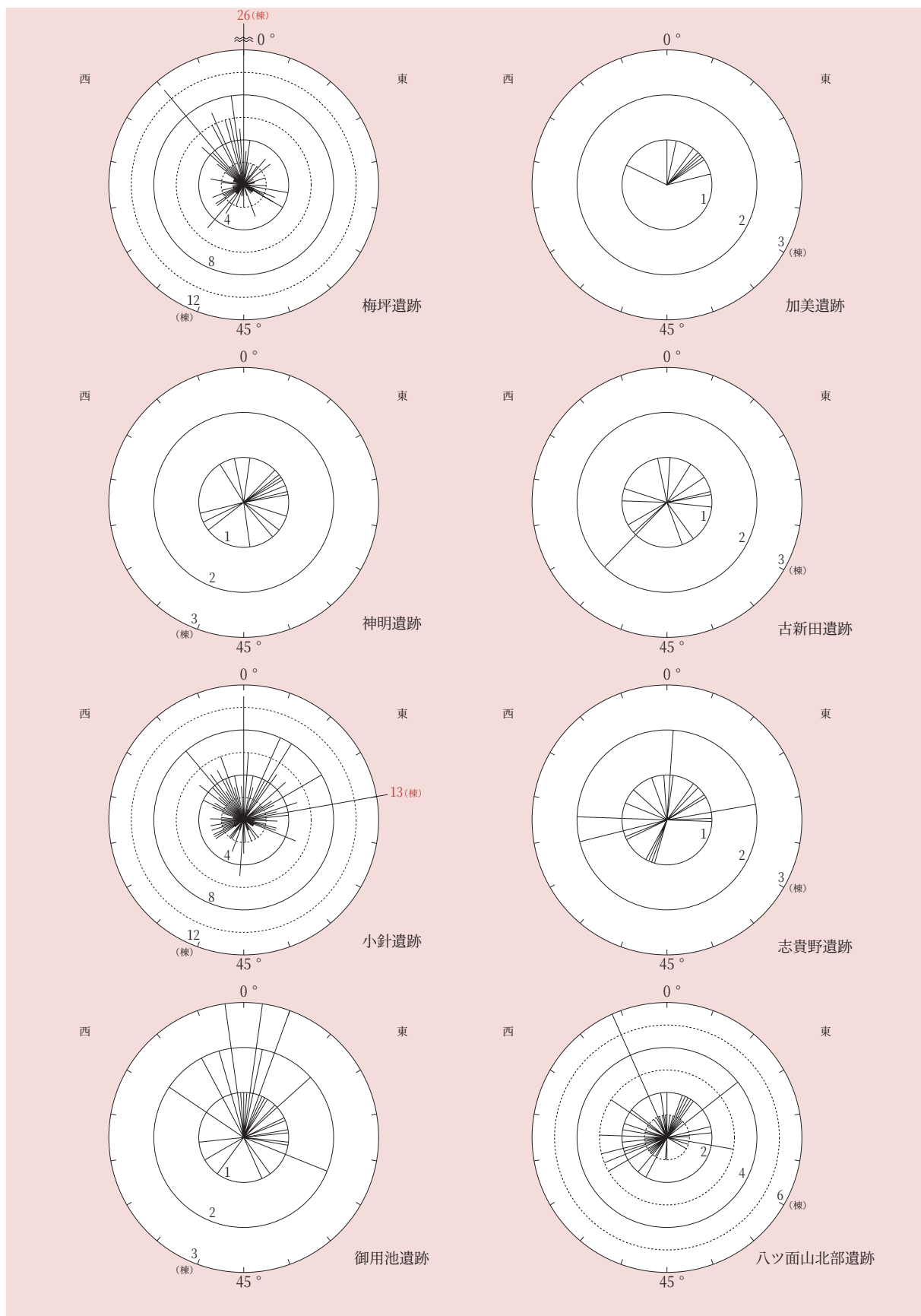


図3-1) 古代の建物方位分布図

されていないため、その図上で建物方位を計測した。原則として南北辺の振幅を計ったが、竪穴建物で形状がやや不整形なものについては、東西辺との平均値を採用している。

さて梅坪遺跡では、多くの割合で、真北から西北西（西へ22.5°）までの方位で建物が建てられたことがみえる。とくに真北と近いところに分布するのは掘立柱建物である。

神明遺跡 豊田市教育委員会が1993～95年に実施した調査の報告（森1996）では、竪穴建物12棟、掘立柱建物5棟について年代が提示されている。一時期に存在した建物の数はさほど多くなかったとみられ、方位は一定しない。東へ14度振れた方位で数棟まとまるが、これらの年代は7世紀後葉とされる。

小針遺跡 岡崎市教育委員会の調査報告（斉藤1999）に基づく。全体的にばらつきが多いようにみえるが、これは東山44号窯の時期の建物方位にばらつきが多いためである。一方で北東（または北西）まで方位が振れる建物はさほど多くないようにみえる。

御用地遺跡 安城市教育委員会の調査報告（岡安1996）に基づく。真北を中心に東西それぞれ10度前後の振幅の中に多くが収まるが、突出する方位がない。

加美遺跡 愛知県埋蔵文化財センターの調査報告（池本1989）に基づく。東へ11～14度振れた方位に分布する。これら建物の年代は8世紀代である。

古新田遺跡 西尾市教育委員会の調査報告（鈴木1994）に基づく。时期的に他遺跡より短期間であるにもかかわらず（東山44号窯～岩崎17号窯の時期）、建物方位にまとまりがみられない。数棟以下の建物があまり連続せずに営まれたためではないだろうか。

志貴野遺跡 愛知県埋蔵文化財センターと西尾市教育委員会が調査・報告を行っているが、ここでは西尾市教育委員会調査分（松井1990）をとりあげる。東へ振れているのは8世紀から9世紀前葉（高蔵寺2号窯～井ヶ谷78号窯の時期）で、9～10世紀代は西へ振れる傾向がある。

八ツ面山北部遺跡 西尾市教育委員会の調査報告（松井1991・92・鈴木1993）に基づく。近接する志貴野遺跡と同様、掘立柱建物の方位が西

に振れる傾向がある。

以上、各集落遺跡における古代の建物方位の分布をみたが、一貫してひとつの建物方位を維持する集落を見いだすことはできなかった。考えられる理由は以下の2点である。西三河の集落では、方画地割のような建物方位の規制が存在しなかったからか、あるいは何らかの規制があったとしても、集落の断絶もしくはその他の事情によって変更されたから、である。そこで後者について検討してみたい。

4 時期別にみた建物方位の検討

ここでは、拠点集落とされる、確認された建物数が比較的多い梅坪遺跡・小針遺跡・八ツ面山北部遺跡について、時期別の建物方位の変遷を検討する。

梅坪遺跡 報告で採用される時期区分は大枠として古墳時代後期・古墳時代末～奈良時代・平安時代である。古墳時代後期は須恵器編年の岩崎17号窯期以前、古墳時代末～奈良時代は岩崎41号窯期～折戸10号窯期（一部井ヶ谷78号窯期含む）、平安時代は黒笹14号窯期以降（一部井ヶ谷78号窯期を含む）が比定される。

まず、3時期区分による建物方位の変遷をたどってみる（図4左列）。古墳時代後期から奈良時代への過程で、建物方位が真北付近へと集中していくのがわかる。平安時代も、概ね真北とやや西に振れた方位の建物数が多いが、一方で北東（北西）にまで振れる建物も出現している。すなわち梅坪遺跡では、奈良時代になって建物方位を北（おそらく磁北）に揃えようとする規制が働き、平安時代もそれが維持され続けるが、一部に規制の及ばない建物も現れた、と考えられる。

次に須恵器編年による時期区分によって変遷をたどってみる（図4右列）。なお集計にあたっては、建物遺構の記述の中で須恵器編年による時期が提示されているもののみを抽出しているため、左列の建物総数とは合わないことを断っておく。

東山50号窯期の建物は、北東（北西）近くまで振れるものが主体を占めている。およそ2つのまとまりがみられる。この時期の建物には、奈良時代以降の規制とは異なる方位規制が働いて

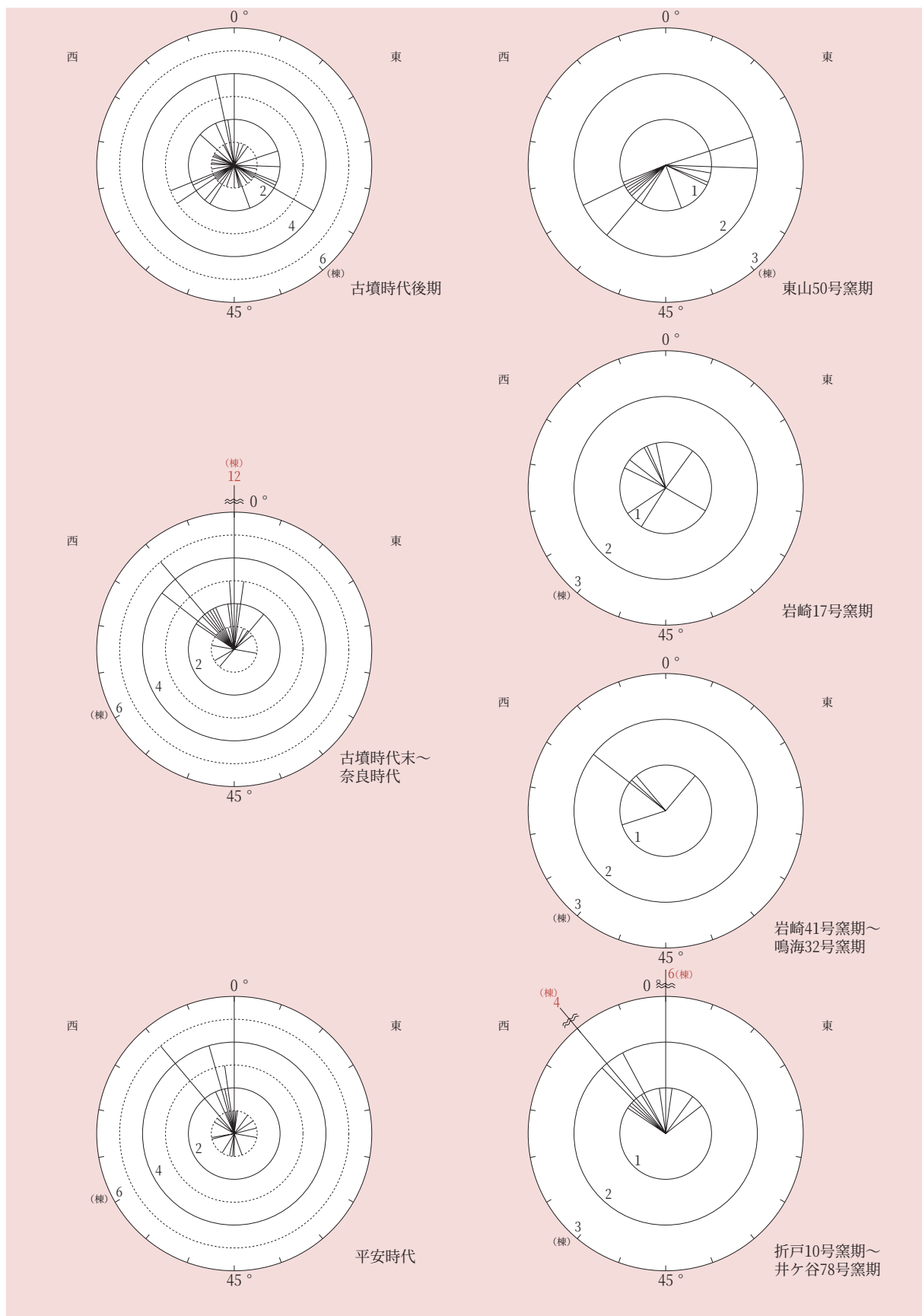


図4) 梅坪遺跡における時期別建物方位分布図

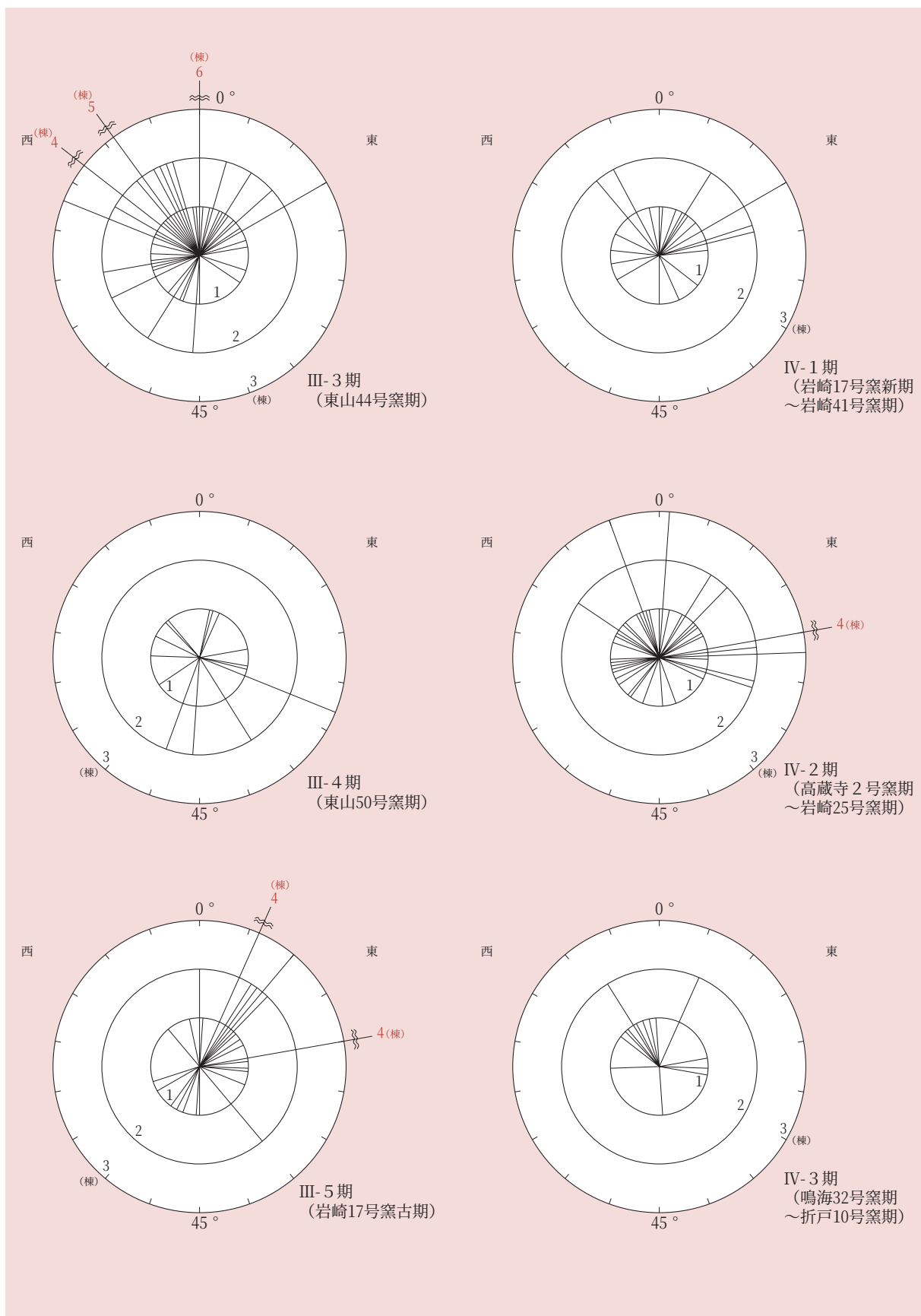


図5)) 小針遺跡における時期別建物方位分布図

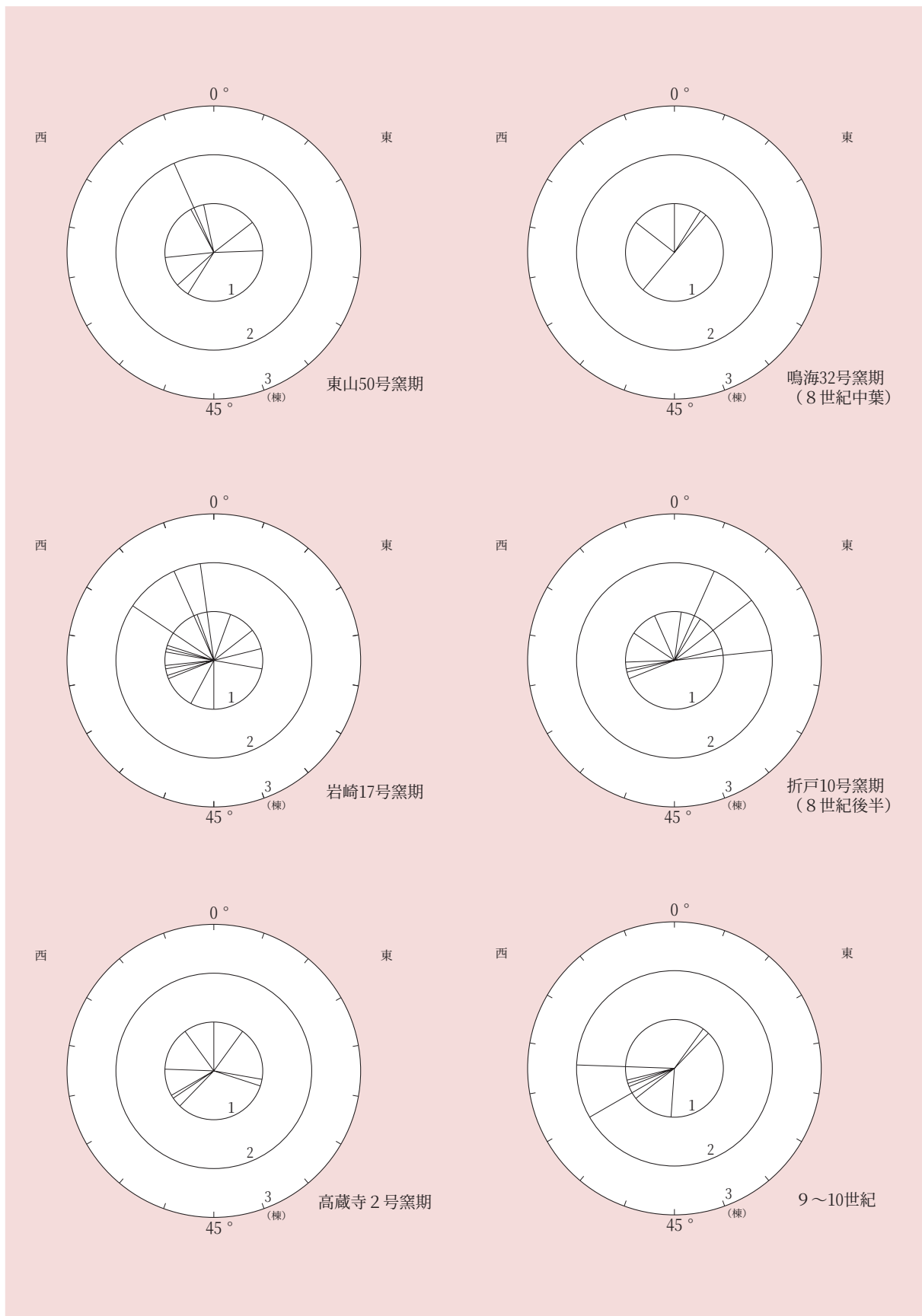


図6)) ハツ面山北部遺跡における時期別建物方位分布図

いた可能性がある。ところが、次の岩崎17号窯期の建物では、一転して真北に近い方位へと変化している。その後岩崎41号窯期～井ヶ谷78号窯期の段階では、北東（北西）方位をとる建物はみられず、北方位への統一という規制が一貫して働いたと考えられよう。

以上の結果から梅坪遺跡では、大別して古墳時代後期と奈良（一部平安）時代の2通りの建物方位規制を想定できそうである。そしてその変化の画期は、岩崎17号窯期にあるのではないだろうか。

小針遺跡 古墳時代後期から奈良時代は6期に区分される（図5）。

東山44号窯期の建物方位は、真北に近いところで、2、3の突出がみられるが、一定した規制を見出すのは困難なようである。東山50号窯期には前代になかった方位の建物が出現しているが、他を圧倒するまでには至らない。その後岩崎17号窯期～岩崎25号窯期は一定方位への集中がなく、梅坪遺跡が同じ時期に建物方位への規制を強めていくのとは対称的である。ようやく鳴海32号窯期～折戸10号窯期になって、真北からやや西に振れた方位に集中がみられ、やや西に振れるという点では梅坪遺跡と共通している。しかしそれからはずれた建物も依然として存在しており、梅坪遺跡ほどの強い規制を見いだすのは困難である。

八ツ面山北部遺跡 基本的に須恵器編年による時期の提示がある建物のみを抽出したが、8世紀中葉以降については、暦年代による提示があるものも、須恵器編年に対応させることで用いている（図6）。

折戸10号窯期までのおおよそ古墳時代後期から奈良時代を通じて、いずれの時期でも建物方位のばらつきが存在しており、まとまりを見いだすのは困難である。高蔵寺2号窯期から折戸10号窯期のおよそ8世紀代は北東（北西）方位をあまりとっておらず、消極的ながら、北方位を意識していたのではないかと思われる。なお、各期を通じた共通項として指摘できそうな点は、岩崎17号窯期や折戸10号窯期・9～10世紀の分布にみられるように北北西近くの方位をとる建物の存在くらいであろうか。ちなみに建物方位の分布範囲は、近隣の志貴野遺跡と似ており

（図3）、両遺跡の関係の深さを伺えよう。

梅坪遺跡との比較では、小針遺跡同様、建物方位に対する強い規制がなかったと想定され、また、竪穴建物がほとんどを占めるという点からも景観的な違いが多かったと想定される。

5 まとめにかえて

以上、煩雑なだけともとられかねない集計の結果を長々と述べてきた。繰り返しになるが、ここでまとめておきたい。

一つは、古墳時代後期から奈良時代へ移行する中で、建物方位を北に揃えようとする強い規制が働いた計画性の高い集落とそうでない集落が存在したことである。西三河地域の場合、前者に該当するのが梅坪遺跡である。

二つ目は、北方位規制の導入は、西三河地域に限ってみると、須恵器編年の岩崎17号窯期に始まっていると考えられることである。

梅坪遺跡の特異性を強調する結果となったが、それでも「特別な」集落であるとしきれない。このような「特別な」集落は他にも存在する。例えば本論では検討対象としていないが、岡崎市のハサマ遺跡は丸山廃寺に北接する立地にある古代集落である。当該遺跡では12棟の竪穴建物が確認されているが、ほとんど全てが真北に近い方位をとっている（荒井1994）。この場合、丸山廃寺について不明な点が多く、その影響下にあったとみられる集落の性格を特定するのは困難である。丸山廃寺が寺院であったと仮定すれば、寺院の付属雑舎群ということになろう。官衙同様、寺院の伽藍と付属雑舎の建物方位には強い規制が働いていることは、各寺院遺跡の調査で明らかである。従って、建物方位が揃っているというだけではさまざまな可能性が残される。

梅坪遺跡では、官衙的ともいえる倉庫群、すなわち整然と並ぶ総柱の掘立柱建物群は、出土遺物がほとんどないため、須恵器編年による記述はないが、古墳時代後期であるとされている。これら総柱の掘立柱建物群は、北東（北西）をとる数棟と、それ以外の北方位をとる10棟以上に分けられる。先に示した結論から、これら時期を特定し難い建物群も、前後2時期に区分できる可能性がある。しかしいずれにせよ、一般に官衙

が整備されていく奈良時代から平安時代初めにかけての時期になると、梅坪遺跡の調査対象地内には、倉庫群の姿はない。建物群の推移のみでとらえると、官衙としての発展的な変遷が見えてこない。

ところで建物群の方位を規制する手段として条里地割がある。例えば滋賀県内では7世紀後半に北方位をとる建物群が増加するが、要因として、条里地割施行に伴う可能性が示唆されている(田井中1994)。梅坪遺跡は先述したように比較的低い段丘に立地しており、沖積地に近い。そのような地理的環境では、条里地割が施行によって建物方位が規制された可能性も考慮しなければならない。

しかし小規模な建物が主体になったとはいえ、梅坪遺跡から出土する陶硯や帯金具の数は西三河地域では際立っており、官人の存在を伺わせる。中心施設が周辺へ移動した可能性も考えられよう。

おわりに

本論はもともと、豊田市内の矢作川右岸に所在する、水入遺跡という古代集落の発掘調査の際に、建物方位で竪穴建物をグルーピングしてみたことに始まる。すると、矢作川に平行な北東(北西)方位をとるものが古く、北方位をとるものが新しいという見通しを得た。同一主軸方位によって竪穴建物群を見いだす方法は、既に都出比呂志(都出1979)が行っているが、本論では方位の分布や変化そのものに注目した。今後水入遺跡の建物分析を進め、画期が存在するか、検討を続けたいと考えている。

最後に、遺構の年代観や建物方位の数値の引用、遺構図による計測については、全て筆者の責にあることを記し、本論が遺跡に対する誤解を招かないことを祈るのみである。

参考・引用文献

- | | | |
|--------|------|---|
| 荒井信貴編 | 1994 | 『ハサマ遺跡発掘調査報告書』 岡崎市教育委員会 |
| 池本正明編 | 1989 | 『加美遺跡』(財) 愛知県埋蔵文化財センター |
| 岡安雅彦編 | 1996 | 『御用地遺跡』 安城市教育委員会 |
| 斉藤孝正 | 1995 | 「東海西部(愛知・岐阜)」『須恵器集成図録 第3巻 東日本編I』 雄山閣出版 |
| 斉藤嘉彦編 | 1999 | 『小針遺跡』 岡崎市教育委員会 |
| 杉浦裕幸編 | 1995 | 『梅坪遺跡II』 豊田市教育委員会 |
| 杉浦裕幸編 | 1996 | 『梅坪遺跡III』 豊田市教育委員会 |
| 杉浦裕幸編 | 1997 | 『梅坪遺跡IV』 豊田市教育委員会 |
| 杉浦裕幸編 | 1998 | 『梅坪遺跡V』 豊田市教育委員会 |
| 杉浦裕幸編 | 1999 | 『梅坪遺跡VI』 豊田市教育委員会 |
| 杉浦裕幸 | 2000 | 『集落遺跡の語る古代矢作川流域』 豊田市教育委員会 |
| 鈴木とよ江編 | 1993 | 『八ツ面山北部遺跡III』 西尾市教育委員会 |
| 鈴木とよ江編 | 1994 | 『古新田遺跡』 西尾市教育委員会 |
| 関 和彦 | 1994 | 『日本古代社会生活史の研究』 校倉書房 |
| 田井中洋介 | 1994 | 「南北方位建物についての研究ノート」『紀要』第7号(財) 滋賀県文化財保護協会 |
| 都出比呂志 | 1979 | 「ムラとムラとの交流」『図説日本文化の歴史1 先史・原史』 小学館 |
| 松井直樹編 | 1990 | 『志貴野遺跡』 西尾市教育委員会 |
| 松井直樹編 | 1991 | 『八ツ面山北部遺跡I』 西尾市教育委員会 |
| 松井直樹編 | 1992 | 『八ツ面山北部遺跡II』 西尾市教育委員会 |
| 森 泰通編 | 1996 | 『神明遺跡』 豊田市教育委員会 |